

社会福祉法人による利用者負担軽減事業

1 「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減」の趣旨	2 ページ
2 対象となる介護保険サービス	2 ページ
3 軽減の対象者と軽減の割合	3 ページ
4 軽減を行う社会福祉法人等	3 ページ
5 軽減のしくみ	4 ページ

本事業に関するお問合せ先

〒747-8501  
防府市寿町7番1号  
健康福祉部 高齢福祉課 介護給付係  
TEL：0835-25-2128  
FAX：0835-27-0098



## 1 「社福軽減」の趣旨

防府市は、低所得者で特に生計が困難な方や生活保護受給者について、介護保険サービスの利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とし、次に基づいて、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減（以下、社福軽減という。）の事業を実施しています。

- ・ 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について（別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（厚生省老人保健福祉局長通知 平成12年5月1日老発第474号）
- ・ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年10月1日制定）

## 2 対象となる介護保険サービス

軽減対象となる費用は、介護保険法（平成9年法第123号）に基づく、次のサービスに係る利用者負担額となります。

- ① 訪問介護
- ② 通所介護
- ③ 短期入所生活介護
- ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑤ 夜間対応型訪問介護
- ⑥ 地域密着型通所介護
- ⑦ 認知症対応型通所介護
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑩ 複合型サービス
- ⑪ 介護福祉施設サービス
- ⑫ 介護予防訪問介護
- ⑬ 介護予防通所介護
- ⑭ 介護予防短期入所生活介護
- ⑮ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑯ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑰ 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- ⑱ 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

※ ただし、生活保護受給者については、③⑨⑪⑭における居住費（滞在費）のみ軽減対象となります。

### 3 軽減の対象者と軽減の割合

軽減対象者は、次のとおりです。

- ・ 市民税が世帯全員非課税で、条件①から⑤のすべてに該当する方  
【介護保険サービスの利用料、食費、居住費（滞在費）の25%を軽減】
- ・ 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者で、条件①から⑤のすべてに該当する方  
【介護保険サービスの利用料、食費、居住費（滞在費）の50%を軽減】

#### ★条件

- ① 年間収入が単身世帯で年間150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
  - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。  
※預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債権、現金等を含みます。
  - ③ 居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用している資産を所有していないこと。
  - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。  
※扶養とは、市町村民税の控除対象者等となっていることをいいます。
  - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
- ・ 生活保護受給者（介護保険の被保険者ではない被保護者を含みます。）  
【個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額の100%を軽減】

(注) 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方は、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ、軽減の対象となります。

### 4 軽減を行う社会福祉法人等

介護保険サービス（2 対象となる介護保険サービス）を実施しており、「社会福祉法人による利用者負担軽減実施申出書」により、山口県知事、防府市長に申出をした社会福祉法人が運営する事業所です。

## 5 軽減のしくみ

利用者は、確認証を事業所に提示することで利用料が軽減されます。  
事業者は、確認証が提示された場合、請求するときに随時軽減を実施し、その実績を1年間を集計し、防府市へ実績報告と補助金の交付申請を行います。

### ◎事業全体のイメージ◎



### 利用者

1 社会福祉法人等が提供する介護保険のサービス（2 対象となる介護保険サービスを参照）を利用されている低所得の方は、市役所へ申請します。  
申請時に必要なものは、次のとおりです。

- ・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第1号様式）
- ・収入申告書（収入のある世帯員全員分を記載します。）
- ・印鑑（認印可）
- ・預金通帳※、有価証券、または債権等のコピー

※『口座名義人』、『前年度の1月1日から12月31日までの入出金』及び『預金残高』が分かるページが必要です。

2 内容の審査後、該当した場合、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が交付されます。

3 この確認証をサービス事業者へ提示すると、利用料（自己負担額）が軽減されます（3 軽減の対象者と軽減の割合を参照）。

●例1●

特別養護老人ホームに入所者（1割負担、限度額認定3段階、高額介護サービス費の上限月額24,600円）が1カ月利用し、自己負担額が介護サービス費3万円、食費19,500円（日額650円）、居住費24,600円（従来型個室の場合、日額820円）の場合

☆確認証を提示すると、25%軽減された額で請求されます。

介護サービス費	30,000円×75%=22,500円※	} 本人負担の合計
食費	19,500円×75%=14,625円	
居住費	24,600円×75%=18,450円	
		<u>55,575円</u>

※の額が高額サービス費の上限額（24,600円）を下回っているため、高額介護サービス費に該当しません。

●例2●

特別養護老人ホームに入所している方（1割負担、限度額認定2段階、高額介護サービス費の上限月額15,000円）が1カ月利用し、介護サービス費3万円、食費11,700円（日額390円）、居住費12,600円（従来型個室の場合、日額420円）の場合

☆確認証を提示すると、25%軽減された額で請求されます。

介護サービス費	30,000円×75%=22,500円※	} 本人負担の合計
食費	11,700円×75%=8,775円	
居住費	12,600円×75%=9,450円	
		<u>40,725円</u>

※の額が高額サービス費の上限額（15,000円）を超えているので、超えた額（7,500円）が支給されます（要申請）。

⇒実質的な本人負担額は、33,225円（=40,725-7,500）

●例2'●

◇限度額認定2段階の場合、施設によって、介護サービス費の軽減を行わないことがあります。その場合、高額介護サービス費により支給します。

介護サービス費	30,000円※（軽減なし）	} 本人負担の合計
食費	11,700円×75%=8,775円	
居住費	12,600円×75%=9,450円	
		<u>48,225円</u>

※の額が高額サービス費の上限額（15,000円）を超えているので、超えた額（15,000円）が支給されます（要申請）。

⇒実質的な本人負担額は、33,225円（=48,225-15,000）

例2と例2'とも実質的な本人負担額は同じです。

●例3●

特別養護老人ホームに入所している方（生活保護受給者）が1カ月（30日）利用し、介護サービス費3万円、食費が9,000円（日額300円）、居住費が9,600円（従来型個室の場合、日額320円）の場合

☆確認証を提示すると、居住費（宿泊費）が100%軽減されます。

介護サービス費	30,000円	} 生活保護からの支給、本人負担なし
食費	9,000円	
居住費	9,600円×0%=0円	本人負担なし

## 事業者

1 軽減を実施する社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（第5号様式）を市長に提出します。

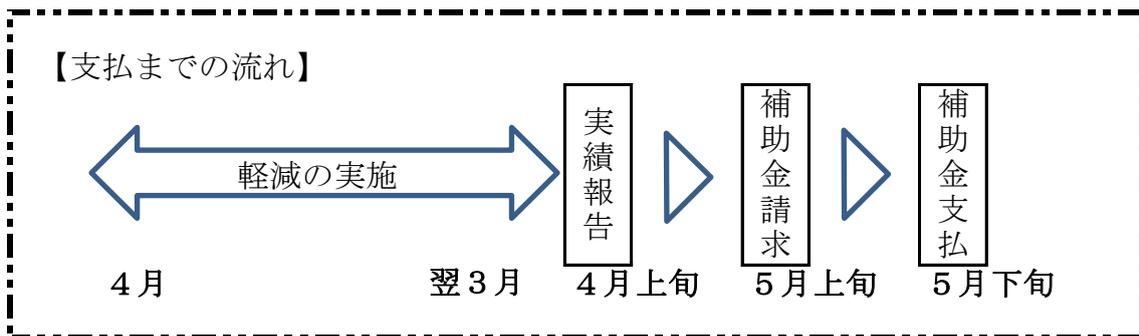
実施の申出は法人単位で行います。申出済みの法人が別に新規事業所を開設した場合、申請が必要です。名称変更等がある場合は、お知らせください。

2 事業者は、利用者に対して確認証の提示を求め、軽減内容や有効期限（8月の更新時は、特に注意）等を確認後、利用料を請求するときに随時軽減後の金額を徴収します。なお、防府市以外が発行した確認証も同様に軽減できます。

3 軽減を実施する社会福祉法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減管理台帳（第6号様式）により、軽減対象者、軽減額等について管理しなければなりません。

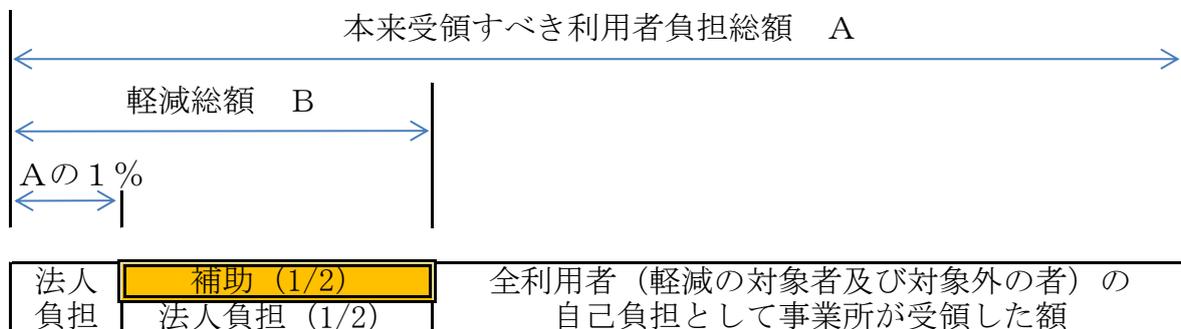
4 事業者は、実績（社会福祉法人が軽減した際に負担した費用）を1年間（サービス提供月4月から3月分）集計して、年度末に、防府市へ補助金の交付申請と実績報告を行います。

- ・軽減の額は、レセプトの額と整合性がとれているか確認してください。
- ・サービス費、食費、居住費（宿泊費）に対し、それぞれ軽減率を乗じ、小数点以下を切り上げます。



5 内容の審査後、社会福祉法人が軽減した際に負担した費用の一部を補助します（下の図参照）。

### ◎軽減の仕組み◎



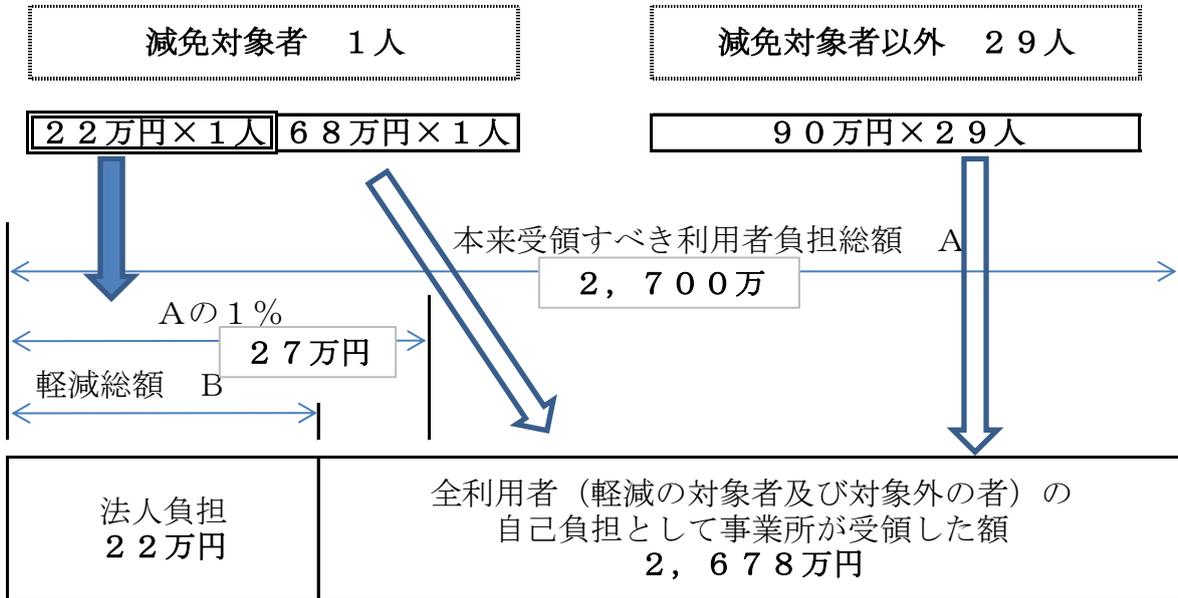
※ 特別養護老人ホームの場合は、これに加え、BがAの10%を超えていれば超過部分が全額公費負担となります。

※ 軽減総額BがAの1%を超えない場合、公費助成はなく、全額法人の負担となります。

●例1● 助成がないパターン

特別養護老人ホームで、入所者30人で、介護サービス費、食費、居住費の自己負担額の合計が90万円（1カ月あたり75,000円）と仮定する。

うち、減免を受けている者は、1人で介護サービス費、食費、居住費の自己負担額の合計が68万円（1カ月あたり約56,000円）だった場合

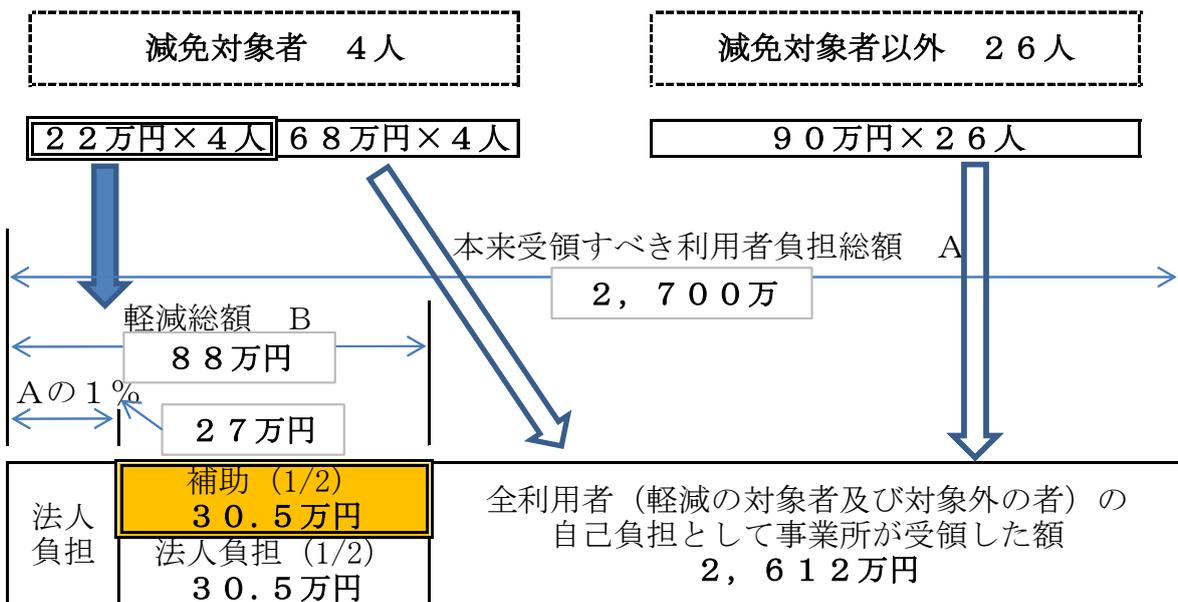


※ 軽減総額BがAの1%を超えない場合ため、公費助成がなく、全額法人の負担となります。

●例2● 助成があるパターン

特別養護老人ホームで、入所者30人で、介護サービス費、食費、居住費の自己負担額の合計が90万円（1カ月あたり75,000円）と仮定する。

うち、減免を受けている者は、4人で介護サービス費、食費、居住費の自己負担額の合計が68万円（1カ月あたり約56,000円）だった場合



※ BがAの10%（270万円）を超えると、超過部分が全額公費負担となります。